

事由A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡

家計急変提出書類一覧

■共通（家計急変にお申し込みされる場合は、全員提出が必要です）

必要書類	提出先	チェック欄
① 給付奨学金確認書【原本】	本人→学校保管	
② 給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）【原本】	本人→学校→JASSO	
③ 課税証明書（学生本人と生計維持者分）【コピー可】 （死亡の場合、当該生計維持者の分は提出不要）	本人→学校→JASSO	

※①と②はA 3用紙 1枚で繋がっていますので、それぞれに分けて（A 4サイズに切って）学校に提出してください（学校は給付奨学金申請書を JASSO に提出します）。

※③は学生（本人）・生計維持者の提出が必要となります。

<注> 既に予約採用や定期採用でマイナンバーを提出済の学生が家計急変採用に申し込む場合は、**再度マイナンバー提出書類（マイナンバー提出書、番号確認書類、身元確認書類）の提出が必要**です。専用封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により、学生（本人）から JASSO（日本学生支援機構）に直接郵送ください。

■家計急変事由に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
④戸籍謄本（抄本）【コピー可】または 住民票の除票（死亡日の記載があるもの）【コピー可】	本人→学校→JASSO	

■該当者のみ

必要書類	提出先	チェック欄
⑤在留資格及び在留期間が明記されている証明書【コピー】	本人→学校→JASSO	
⑥以下の書類のうち一つ【コピー可】 ・施設等在籍証明書（施設長発行） ・児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） ・措置解除決定通知書（児童相談所発行） 等	本人→学校→JASSO	